

令和2年 第5回

南会津町議会全員協議会
会議録

南会津町議会

令和2年第5回南会津町議会全員協議会会議録目次

6月12日（金）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	4
新型コロナウイルス感染症に対する町の取組状況について	4
少雪経済対策に伴うスキー場指定管理料の精算について	20
公共施設の指定管理者の公募について	25
◎閉会の宣告	32

令和2年第5回南会津町議会全員協議会

議事日程

令和2年6月12日（金曜日）午前10時50分開会

- 1 開会
- 2 議長挨拶
- 3 議題
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に対する町の取組状況について
 - (2) 少雪経済対策に伴うスキー場指定管理料の精算について
 - (3) 公共施設の指定管理者の公募について
- 4 閉会

出席議員（15名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
14番	星 光 久	議員	15番	楠 正 次	議員
16番	室 井 嘉 吉	議員			

欠席議員（1名）

13番	菅 家 幸 弘	議員
-----	---------	----

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 正 義	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	渡 部 浩 治	総 務 課 長
小 寺 俊 和	総 合 政 策 課 長	馬 場 純 也	税 務 課 長

開会 午前10時50分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまから令和2年第5回南会津町議会全員協議会を開会いたします。

都合により欠席届のあった議員は、13番、菅家幸弘君です。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

本日の全員協議会は、町長からの申出により開催するものであります。

次第はお手元に配付のとおりであります。



◎町長挨拶

○室井嘉吉議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○大宅宗吉町長 本日は、全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員各位には、何かとご多忙の折にもかかわらずお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、3項目についてご説明申し上げたいと存じます。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症に対する町の取組状況についてであります。

この件につきましては、去る4月24日の議会全員協議会で説明いたしましたが、その後の町の取組状況や今後、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用して実施する事業等について説明申し上げます。

次に、2点目の少雪経済対策に伴うスキー場指定管理料の精算についてであります。暖冬による記録的な雪不足は、スキー場への誘客や雇用における影響、さらには地域経済にも大きな影響を及ぼしたことから、スキー場指定管理者への緊急支援措置として指定管理委託料を交付しました。今回、指定管理料の精算状況についてご報告いたします。

次に、3点目の公共施設の指定管理者の公募についてであります。

新さゆり荘については、令和元年度、令和2年度の2か年事業として建設工事が進められ、令和3年度開業に向けて事業を進めています。施設完成後の指定管理者の公募に対する町の方針についてご説明させていただきます。

また、併せて、令和3年3月31日をもって指定管理期間が満了する施設についても、今後の進め方をご説明させていただきます。

以上、3項目の具体的な内容につきましては、それぞれ担当課長等より説明をさせますので、何とぞよろしくお願いいたします。

議員各位におかれましては、今後とも町政運営につきましてより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎議題

○室井嘉吉議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について実質審議をする場ではなく、理解を深めるため、協議または意見を調整する場であります。

なお、運営は南会津町議会全員協議会等の運営に関する規定に基づき進めます。また、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、簡潔明瞭に質疑されるようよろしくお願いいたします。

それでは、(1)新型コロナウイルス感染症に対する町の取組状況についてを議題といたします。

説明をお願いします。

総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 総合政策課長の小寺俊和であります。

私から、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、前回4月24日に開催されました全員協議会以降の町の主な経過を説明し、その後、総務課長より本定例会に補正予算として提案しております、町民と町内事業者への経済支援対策と感染拡大防止対策事業についてご説明を申し上げます。

まず、資料1-1をご覧ください。

初めに、前回4月24日に開催されました議会全員協議会では、感染症対策に向けた町の基

本方針を説明いたしまして、イベント等の中止状況や公共施設の休業状況のほか、町施策として中小・小規模事業者の資金繰り支援及び経営支援策についてご説明を申し上げたところでございます。

次に、4月28日には大型連休に入りまして、首都圏からの往来を防ぐため、町長より県に要請をいたしまして、山王峠付近の国道に看板4か所を設置したほか、電光掲示板に注意喚起の表示がされたところであります。

5月4日には、当初5月6日までの予定でありました緊急事態宣言が5月31日まで延長され、これを受けまして、翌5月5日には、福島県知事による県の緊急事態措置が改定されまして、不要不急の外出要請自粛の解除、それから一定規模以上のイベントの開催自粛要請が緩和されましたが、施設の休業要請については引き続き継続がされたところであります。

新型コロナウイルス感染症の影響を把握するため、町長と町内の関係団体との意見交換会が5月13日から20日まで計4回開催されました。

1回目の5月13日には、公共施設指定管理受託者と意見交換がなされ、指定管理料の支援と町独自の観光物産政策による経済回復を望む声などが上げられたところであります。

5月14日には、福島県の緊急事態宣言が解除され、新しい生活様式の定着に向けた協力要請やクラスター発生場所を除く施設の休業要請の一部解除及び屋内100人以下、屋外200人以下の一定規模以内のイベントの制限の解除が示されたところであります。

資料、右側に移っていただきまして、町では翌5月15日に、第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開きまして、閉鎖しておりました67の町有施設のうち46施設を再開とし、使用に当たりましては、業界のガイドラインに基づき施設管理者へ感染予防対策の周知徹底を図ったところであります。

次の5月18日には、町長と医療福祉関係者との意見交換会を開催いたしまして、その中には、南会津病院長から発熱外来の設置や郡内のPCR検査について、また、薬局の薬剤師からは、処方箋の電話受付状況について報告があったほか、介護施設の関係者からは、長期入所者に対する家族のタブレットによる面会の検討や、医療用の備品や消耗品の不足状況などの報告があったところであります。

また、翌19日には、工業製造関係者、それから20日には、商工事業者と懇談をもちまして、町内企業からは輸入先の海外がロックダウン中で材料が入らない、自動車関係では輸出の停止による影響により受注量が大幅減となり、雇用調整交付金でしのいでいる状況などが報告されたところであります。これらは、生産拠点を海外に頼り過ぎていたことが要因であるとの報告

される方もございました。

一方、リーマン以降、最高の利益、フル生産、工場増設を予定している企業もございました。商工事業者におきましては、去年からの台風、少雪、コロナの三重苦で大きくダメージを受けており、町への支援依頼の声が強くあったところでもあります。

建築関係ではこの先受注減が予想されること、さらに宿泊関係ではペンションで4月、5月の予約がほぼゼロとなっており、今後もとても不安との声などがあったところでもあります。

そのほか、町が行う各種支援制度の申請に当たっては、手続の簡素化を求める声もございました。

5月27日には、国・県・町が行う各種支援制度を冊子にまとめたガイドブックを全世帯に発行をさせております。

今月1日からは、県より不要不急の都道府県をまたいだ往來の自粛が解除、及びイベント等開催可否の判断基準について段階的に解除となったほか、小・中学校も通常登校とされたところでもあります。

以上がこれまでの主な経過でございますが、今月19日からは北海道や東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、1都1道3県についても移動自粛が解除される見通しであることから、的確な感染拡大防止策及び経済雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を町としても持続的に可能としていくよう取組を進めてまいりたいと思っております。

以上、私からこれまでの主な経過についてご説明を申し上げます。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 総務課長の渡部浩治です。

私より、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策等の町の取組について、資料1-2でご説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまで緊急経済対策や内需拡大策など5月臨時議会で予算化を図りまして執行しておりますが、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けている町民や町内事業者等への町独自の経済支援策や感染拡大防止策を中心に、新たに19事業を実施します。これらの事業につきましては、今定例会に補正予算として提案しているところでございます。

なお、財源につきましては、感染拡大防止のため中止となったイベントや各種事業の経費を捻出するとともに、各種事業に対する国・県補助金、本町に1億1,559万3,000円交付される新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金や町の財政調整基金、地方債を活用することとし

ておるところでございます。

それでは、19の事業概要につきましてご説明をいたします。

なお、感染拡大防止、経済活動の復活、強靱な経済構造、雇用維持・事業継続の4つの目的ごとにご説明をいたします。

まず、感染拡大防止の1つ目、避難所の感染対策強化事業でございますが、担当課は住民生活課になります。今回、避難所の感染対策としまして、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策を取るということでございます。県補助金を活用しまして、簡易ベッド、人との距離を測るためのパーティション、備蓄マスクを購入するものでございます。

次に、やまびこライン診療事業でございますが、担当課は健康福祉課でございます。インターネットまたは電話による診療服薬指導等を受けられる体制づくりを行うものでございます。

あわせて、タクシーを活用し、薬の配達を行う体制づくりも進めるということでございます。

次のステイホーム・ドクター事業でございますが、担当課は健康福祉課で、事業内容は24時間、365日、12の診療科目の専門医とオンラインで結ばれまして、医療相談が受けられる体制をつくるということでございます。仕事や子育て世代の皆さんには、安心につながる事業ではないかなというふうに思っております。

次のウェブ会議環境整備事業でございますが、担当課は総合政策課であります。事業内容は、インターネットを活用したウェブ会議等に対応するための機器の購入や各総合支所及び御蔵入交流館の通信ネットワーク環境を整備するものでございます。

次に、オンライン就活支援事業でございますが、担当課は商工観光課になります。昨年まで御蔵入交流館を会場としまして合同企業説明会実施してきましたが、3密対策ということで、今年度インターネットを活用した説明会を開催し、感染拡大防止、高校生の就業選択機会の提供、そして地元就職者の確保を図りたいというものでございます。

次に、小中学校情報機器整備事業、その次の小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業につきましては、学校教育課が担当となります。文部科学省のGIGAスクール構想に基づくもので、小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒及び教職員にタブレット端末を整備する。1人1台端末の機器購入費とそれらを使えるための通信ネットワーク設備環境を図るものでございます。

次に、一番下になりますが、図書館事業としまして実施します図書消毒機購入事業でございます。

次に、2ページであります。まず、経済活動の復活でございますが、商工観光課が担当の観光誘客宿泊等助成事業であります。町内観光産業の収益復活を図るため、宿泊割引券2,000円と地元で利用できるクーポン券2,000円の発行を行うというものでございます。

次に、強靱な経済構造であります。特産品購買支援事業で、担当課は商工観光課となります。事業の内容であります。町内経済活性化対策としまして、ウェブ上で特産品を販売する南会津町独自のサイトを構築しまして、新規顧客の獲得と消費拡大を図るものでございます。

今回、ECサイトを構築することによって、新型コロナウイルス収束後も継続的な運営を行うということでございます。

次からが雇用維持・事業継続のための事業となります。

まず1つ目、子育て応援おもいやり給付金給付事業であります。担当課は健康福祉課で、国から支給されます子育て世帯臨時特別定額給付金の対象とならない児童・生徒、及び国の1万円の基準日以降から給付される6月までに産まれる世帯に対しまして、1万円を給付するというものでございます。国の対象とならない分を町で見るということでございます。

次のエールの交換プロジェクト事業につきましても、担当課は健康福祉課でありまして、医療・介護・保育の従事者に、町内飲食店で使用できる南会津町エール券を1人当たり1万円を給付し、町からの感謝を伝えるとともに、合わせて売上げが低迷する地域経済の活性化につなげるというものでございます。

次の環境水道課担当となります。水道料金減免事業から下水道使用料減免事業（公共下水道）分、その下の（農林業集落排水）、その下の排水対策費給付金給付事業でございます。町税の納付猶予対象者に対しまして、上下水道等を減免、浄化槽等を設置しているものに対しまして、下水道使用料基本料金相当額を給付するというものでございます。

次に、町営住宅使用料減免事業でございます。担当課は建設課になります。収入月額が20%以上減少した世帯に対しまして、町営住宅料を減免するというものでございます。これにつきましては、今回の補正予算には計上されておられません。今後の実績に応じまして歳入予算を補正するということとなります。

次に、緊急経済対策応援給付金給付事業であります。商工観光課が担当課でありまして、売上げが大幅に減少している事業主等に対しまして、事業の継続や雇用の維持、感染予防のために発生する追加的な費用を支援するというものでございます。

最後に、就学支援等応援給付金給付事業でございます。学校教育課が担当で、就学の継続を目的としまして、大学生や専修学生等に対しまして1人当たり3万円、高校2年生、3年生

に対しましては1人当たり1万円を給付するというものでございます。

以上、19事業の概要についてご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見ございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ちょっと何点かありますので、理解を深めるためにお聞きします。

まず、南会津町で、まだコロナウイルスの感染者が発症していないということになっていますが、まず、PCR検査、これ南会津町内の方何人ぐらいされているか把握していますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

県のほうからの報告によりますと、2月から6月までの間で、14件の町内の方のPCR検査が行われたというふうに報告を受けております。

○2番 馬場 浩議員 4月から6月ですか。すみません、もう1回。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 2月から6月までの間です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 非常に少ない検体数だと思うんです。すなわち、それは発症が少ないとか、異常を来した人が少ないということだと思うんですけれども、それを考慮しながらちょっとお聞きしたいんですけれども、こうやって今総務課長から対策、いろいろな対策のことが説明ありましたが、商工観光課と健康福祉課、この仕事が、担当が実際すごく多いですよ。通常業務のほかにこれをやらなくちゃならないと私は推測するんですけれども、これでは職員の負担が相当大変だと思うんですけれども、そこら辺の対策はどうなっているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答えを申し上げます。

今回の、議員おっしゃるとおり、健康福祉課、特に商工観光課のほうに膨大な業務の量が発生しております。健康福祉課については、現スタッフで何とかいけそうだとということでございまして、そこは特に手立てはいたしませんでした。

一方、商工観光課については、既存業務を含めて新たな対応、特に商工事業者の方の相談業務とか、そういったものが発生してまいりますので、兼務辞令という形で、主査相当職2名を

兼務いたしまして、業務のサポートに入ったというような、組織内での強化をしております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 何とかそうやってこの困難を乗り越えていただきたいし、逆に担当する課の職員が、本当にこれ倒れてしまっただけでは元も子もないので、ぜひそこら辺の職員のケアもよろしくをお願いします。

あとこの学校関係のもので、タブレットの小学1年生から中学生ですか、タブレットのものがあつたんですけれども、配布という事業があつたんですけれども、ちょっと気になるのがブルーライト、これをスマホとかタブレット、パソコンもそれやればいいんですけれども、ブルーライトに対するリスク、健康被害、これはちゃんと調査しているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

ブルーライトについても、今後検討といいますか、仕様の中に検討しながら購入のほう進めていくという予定をしております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ほかでは遠隔授業といって、そういうふうにタブレットを子供たちに持たせてやっている状況をよくニュースで見ます。だけれども、南会津町の場合は、これだけ学校施設があつて、生徒数も少ない。そうすれば、ソーシャルディスタンスを取りながら授業ができるわけですよね。やはり確かにタブレット、こういうのもいいです。だけれども、その前にやはりコミュニケーションとか、そういうのを取ることも考えると、これをやる前にまずもっとできることがあるんじゃないかなと私は考えるんですが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうから答えいたします。

議員おただしのおり、確かにパソコンというのは、補助的なものであつて、主にやはり直接コミュニケーションを取るとか、先生から直接指導を受けるとか、そういう指導は非常に大事かなというふうに思っていますが、今回のコロナウイルスのように、それが物理的に不可能な場合も考えられます。その有事の際に、しっかりとしたそういう機器を活用して学習できる能力をつけるのも大事な事かなというふうに考えていますので、常に100%こういうものを使うのではなくて、本当に有事の際とか、そういうときに特に活用できるような力をつけていきたいなというふうに考えていますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私の方からは、予算面の話を申し上げたいと思います。

今回、学校教育関係の機器、それからネットワーク環境の構築ということで予算計上させていただきましたが、これは文科省の事業が前倒しになって今年度限りだということで、来年度以降はこの事業はないよということだったものですから、急遽補正でこの事業をやるというふうな判断をしたところでございます。

○2番 馬場 浩議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 いいですか。

○2番 馬場 浩議員 はい。

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応ちょっと中身について分からないところがありますので、聞いていきます。

まず1点目は、避難所の感染対策強化事業ということで、これはマスコミ報道なんかでもちょっと他市町村取組関係が報道されているわけですが、主にどのような内容のものなのか、概略説明をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

この事業は、福島県の避難所の新型コロナウイルス感染対策強化事業の補助金も、100万円ほどいただいております。中身としましては、今後そういう感染対策用ということで、避難所に整備する備蓄品として理解していただければなというふうに思います。

まず、避難ルームというものがございまして、小テントみたいな、それぞれ区画割りをしながら感染予防にできる小さいテントみたいなものなんですけれども、そちらが300個整備する予定でございます。テント内は約4平米ということで、2人程度が寝ることができるということで、300個用意しております。それに伴いまして、寝るということになりますので、段ボールベッドも同じような形で300個整備をする予定です。

なお、南会津町地域ごとにという部分もございまして、それぞれ300個を田島地域ですと150、それぞれ3地域には50個程度ずつ整備をする予定となっております。

ほかにマスク150箱、1箱50枚入りということとなっております。これも地域にそれぞれ分担していきたいなというふうに思っております。

手指消毒液も含めて、それは10箱ですね、1箱20リットル入りの消毒液を10箱整備する予

定となっております。

ほかに、避難所に入る際にいろいろと様々な感染予防ということもありますので、非接触型の体温計を25個準備する予定となっております。

よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ありがとうございます。

次に、やまびこライン診療事業というのは、どのようなイメージになっているのか、この南会津町でも、何というんだ、その診療を受けるような体制というか、それらはどうなっているか、教えてください。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

今現在、町内の医療機関、開業医のほうですが、オンライン診療という名称はまだ使っていないようではありますけれども、電話での対応はしているところもあるというふうに聞いております。

今回のやまびこライン診療事業でございますけれども、今回、電話だけではなく、そういった通信機器を使ったことも想定して行う予定でありまして、医療機関へのそういった通信機器等の設置に対する補助金、そして薬剤師のほうですね、薬局のほうの服薬相談、そういったところも電話等で行えるような、そういった流れになっております。

あわせて、薬のほうを宅配できるような考え方で進めていきたいと考えておりまして、宅配につきましては、現在、町内のタクシー業者さんのほうで買物代行を行っている業者さんもございます。そういったところも活用しながら、そして特に西部地域になりますが、タクシー業者さんがいない地域にございましては、宅配業者との連携を図って、お薬を届ける。そういったことを考えております。そうしますと、町民の方は電話等で診療を受けて、服薬指導も電話で受けて、薬が自宅に届く。そういった事業でございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 開業医は全て整備されるというような理解でよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

開業医、そして南会津病院、合わせて9医療機関を対象というふうに考えております。

ただし、先生方の意向というのもございますと思います。事前には簡単なご説明を電話でさ

せていただいて、今後取り組んでいただけるかということをご確認させていただきました。そうしましたところ、おおむね前向きに検討していただけるというふうなことになってございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 次に、観光誘客宿泊等助成事業についてお伺いいたします。

一応これについては、町内に来られた方というか、宿泊した方というのが対象者だろうと思うんですが、仕事で来た方が宿泊する場合、その方についても対象となるんですか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

なかなか旅行で来られる方と仕事で来られる方の把握するのが難しいという面もございますので、今回の計上させていただいておりますこの観光誘客宿泊等助成事業につきましては、お一人の方につき2泊までと、少雪対策についてはそういった制限がなかったんですが、今回のこの事業につきましては、5,000人というのを想定しているんですけれども、お一人につき最大2泊までというようなことで進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今ほど回答ありましたように、仕事の方と旅行で来られた方を区別するというのはなかなか大変だというのが、私もそのところ一定程度理解はできますが、ただ、本当に実際に仕事で来られた方はちゃんと、こんな言い方、私の考えるには、旅費ももらって宿泊費もちゃんと会社のほうからもらって、そしてそこで4,000円、結果的にですよ、安くなった。

確かにそれが町内で一応消費されるというふうに理解をしてやるのか、そのところはちょっと考える、もう少し検討をすべきではないのかなというふうに私は考えます。基本的に仕事で来ている人は大体分かるんじゃないのかな、ちょっと確認をしていただければ。その点はどうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 議員が懸念されること、ある程度理解できます。しかしながら、今、商工観光課長申し上げましたように、受け付ける側で旅行なのか仕事なのか、そこをしっかりと聞き出すというのは難しいし、仕事だっても旅行ですと言われれば、受けざるを得ないという問題

もでございます。

また、この地域に仕事に来て、では、下郷に泊まろうと思ったけれども、南会津町でこういう有利な制度があるんだったら、南会津町に泊まろうかというような誘客にもつながるのではないかなということから、1人につき2泊までという制限でそこは調整をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 実は、これは少雪対策のときも、何というのかな、申込みをしたら、何日間かではぼもうふさがっちゃったというような話も聞いたんですが、実際どれだけその本当のプラス地域振興にそれがなったのか、そのところはちゃんと、私はテークアウト弁当、あれ商工会実際にお店屋さんでテークアウトしているがな、チラシに出たがなで、実は私もちよっと、名前は出さないで聞いたんですよ。そしたら300円の補助というのはあくまでそこに書いてあるもので、そこから持って行かない場合は、それは該当になりませんというふうな形で、厳密に区分けをしながらやっていたわけですから、今言ったように、旅行と仕事を区分けができないということじゃなく、実際の振興につながる意味で、旅行なり、あとはこっちの、今ほど副町長が回答されたような、こっちにあるから来ていただいたというようなプラスアルファにつながるような形で、その事業所の方、それぞれ該当している方にもぜひそういうお願いをしながら、そして振興に努めていただくというような観点から、この制度を運用したほうがいいんじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

少雪対策につきましては、町のほうから観光物産協会の委託事業というようなことで、中身の概要につきましては、町でマルバツというかを決めまして、こういう形でやってくださいというお願いをしたところでありまして、それらに対しまして、宿泊施設の方々とかからいろいろなご意見等も頂戴いたしまして、今後、この新型コロナウイルス対策で実施する場合等については、こういったところもちょっと検討に加えてほしいというような意見もあったものですから、今回につきましては、町からの委託事業ではなくて、補助金で宿泊施設の方々が望むような形でこの事業を実施しようということで考えまして、町のほうから案を考えて、こういう形でまっさらな状態から考えていただくのはなかなかあれなので、5,000人規模で2,000円、宿泊割引2,000円とクーポン2,000円でもいいし、例えば宿泊割引を3,000円にしてクーポンを1,000円でもいいので、4,000円という範囲の中で皆さんが望むような形で実施してみても

うかと、そういうのを考えてくださいというようなお話をしたところでもあります。

今、6番議員からお話もありましたようなものを私たちも感じていたものですから、何とかそういうすみ分けとか、仕事で来られる方は会社からその分の経費で落ちるので、そういう方は対象外にできないとか、あとは延べ5,000人ではなくて、実人数で5,000人にはできないとか、そういった話をいろいろさせていただいたんですが、宿泊施設の方々からやはり仕事と旅行で来た方の区別するのはなかなか難しいとか、問合せあったときに断りにくいとか、いろいろご意見等もございまして、何とか先ほども申し上げたような形で、それだったら2泊まででいいので、前回のよう延べ、1人で4泊も5泊もする場合に適用はしなくてもいいから、何とかそういう形でお願いできないかというような話があったものですから、それらの意見を尊重させていただきまして、今回、このような提案をさせていただいたというようなことでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 確かに今言った答弁の中で、ここの本当に区分けが難しい。1人2泊までというような中で5,000人というような形なんですけど、やはりここのところは、それが無理だから、もう仕事と旅行の人の区分けが無理だからやらないんだということじゃなくて、精神的にやはり地域振興のためにというふうな形の旗をやはり前面に立てながら、相手が分かります。本当に俺、仕事じゃないよというような形で言われたら、なかなかそこまでああだ、こうだというのは言えないわけだから、一番最初の確認の段階では、やはり業務に来ている人は対象外になりますというような形をちゃんと整理をした上で、そしてその上で相手のほうが、分かりますよ、その上でも相手が仕事で来たのに、おら仕事でないよと言われたら分からないでしょうという、その区分けがなかなかつかないでしょうという意味で考えたということなんでしょうけれども、そこはちゃんと一線の、1つの線は引くべきだと、それが何というかな、地域振興にもつながっていくものになっていくものではないかというふうに私は思いますので、ぜひここのところは再考をお願いをしたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

先ほど言いましたように、委託事業ではなくて補助事業なので、そういった考え方について議員の方々からもそういう意見があったとか、そういう話については、補助者側のほうにも伝えさせていただきたいと思うんですが、私個人の考え方になってしまいますけれども、例えば

ビジネスホテルとかに仕事で来られて、例えばコンビニ等で弁当を買ってホテルで食べていた方が、そのクーポンがあるために近くの居酒屋さんで食事をしたりとか、そういった軽く晩酌をしてというような、崩した経済効果等も期待できますので、そういった商売の方々から望む声もありますので、町といたしましては、実際に商売されている方々の意見を尊重したいというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今回の観光誘客事業というのは、その内容については説明受けましたもので理解をします。

あと、子育て応援おもいやり給付金給付事業の関係なんですけど、国からの子育て世帯臨時特別給付金の対象外の児童・生徒というのはどういうふうな中身なのか、ちょっと教えてください。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

この子育て世帯臨時特例特別給付金でございますけれども、基準日が令和2年3月31日となっております。その時点で対象となっている方に対して給付されるわけなんですけれども、その人数が1,341名ございます。逆に対象とならない者はどういった方がいるのかというところでございますけれども、所得が高くて児童手当の対象から抜ける方がいらっしゃいます。実際には特例給付ということで、月額5,000円、お一人当たり月額5,000円は支給になってはいるんですが、そういった高所得者の方、所得の高い方がいらっしゃいます。それが一応その時点で計算しましたら14名いらっしゃいました。お子さんの数でいって14人ということになります。このままいきますと、この給付金の対象外になってしまいますので、そちらについても同じような形で、1万円の給付を町として独自の対策としまして行いたいということで、この方々のお子さん方14名をまずは対象にする。そして先ほど3月31日を基準日ということにしましたけれども、今6月に入っております、そういったこともありますので、4月1日以降に生まれたお子さん方も対象にしようということで、これが十数名いらっしゃいますので、そこまで合わせますと約26名から30名の間というふうに考えております。これの対象にするという事業でございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 4月1日が6月30日の気配りは本当にいいと思います。ぜひ実行し

ていただきたいなと思います。

あとエールの交換プロジェクト事業の関係なんですが、これそれぞれ対象者、医療関係は何人、介護関係は何人、教育関係は何人というのはつかんでいるでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長補佐。

○湯田賢史健康福祉課長補佐 お答えいたします。

まず、施設のほうからお答えしたいと思うんですが、現在対象としている施設が医療で16施設、介護で33施設、事業所も含めてなんですが、保育のほうは学童も含めまして16施設、さらには今回、障害施設も対象といたしまして6施設、合計71施設を対象に考えているところでございます。

それで、対象者の内訳でございますが、細かい職員の数、職員以外の事務職員等もおりますので、最終的にはこれから調査をかけて正式な対象者を把握したいと思っておりますが、現在おおよそ800人を対象としております。その内訳でございますが、医療関係者が280人、介護が約300人、保育が115人、放課後児童クラブが28人、障害が71人という、現在、手元の資料を集めて今ほど申し上げました数字となっております。

繰り返しますが、従事者の中には、施設の中には事務職員、そういった職員もおりますので、今後そういった職員数を正確に把握をした上で給付券を、エール券の発行を進めていきたいというように思っています。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 緊急経済対策応援給付金給付事業、これ応援給付金が10万円から50万円、そして予算が1億円計上されているわけですが、町内の対象者はどの程度となる見込みでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工振興係長。

○大竹政範商工観光課商工振興係長 お答えをいたします。

ご質問のありました緊急経済対策応援給付金につきましては、町内の事業者、約951社、これは町の商工会の基幹システム、さらには町の経済センサスという調査がございまして、この調査の中の951社を想定しまして、さらにこの給付金の給付を受けるためには、売上げ減少がマイナス20%という要件を定めておりますので、これを見た事業者は、先ほどの951社のうち約85%の765社を想定しております。

以上です。

○6番 渡部訓正議員 はい、了解しました。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ただいま6番議員のほうから観光誘客、宿泊等の助成事業についてただし方ありましたけれども、私の個人的な考え方をちょっと申し上げさせていただきますが、仕事というふうに明言をしましたけれども、それでは仕事の定義とは一体何かということをしつかりと抑えておかないで議論が始まれば、どこかで擦り合わせがなかなかできないことになると思うんです。

例えばの話ですけれども、仕事というのは、その方がいわゆる先ほどの話を聞いていけば、業務報酬としてお金をいただいているか、いただいていないかというところが1つポイントになったと思うんですね。

私の場合申し上げますと、今、会津管内ロジカルな農業推進をしようということで、宿泊をしながら応援をしていく、全くの無償ボランティアです。しかし、私は仕事として捉えています。

それから、もう少し拡大解釈すれば、子育てのために南会津町に来て宿泊をして、そして子供のいわゆる情緒、あるいは通常の閉塞された環境から解放してあげる。これは立派な育児という、あるいは教育という仕事に私はなるんだろうと思うんですね。

ですから、何が言いたいかといいますと、ここで観光誘客と、こういうふうに銘打ってしまえば、やはり6番議員のようなちょっと何というか、考え方がベースに出てくるんだろうと。でも、経済対策ですから、観光だけでなく非常に広がりがあるわけですから、このところをもう少し考えて名称の変更等が実行できるかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

既に予算書には記載しておりますが、まだこの事業、実施段階に移っておりませんので、今後、補助先であります団体と協議しながら、変更することは可能であるというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 先ほどからいわゆる経済対策、コロナ関係の対策については、各課でそれぞれアイデアを持ち寄りながら広範なシフトを敷いているわけですので、私たちはやはりこの町に住む人たちがいろいろな立場で、私たちにはまだまだ把握し切れてないような悩みや不安を抱えているところもある。それをできるだけ広義に考えながら、広義に結びつけながら、

しかも、逸脱しない方法を考えていくということですので、これらは名称にこだわることはな
いかもかもしれませんが、十分支出をする相手先のほうに理解を求めて、この実効性が非常に高い、
そしてこれがある意味で普及度の高いものになるようにぜひ構築して行ってほしいと、こうご
意見を申し上げておきます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 1つだけ確認なんですけれども、ステイホーム・ドクター、3番目
にあるんですが、すごく理想で今やられていれば、できれば一番いいことなんですけど、これ
100万円程度なので、どちらかといえばコンサルティング的な、これからこの体制をできるた
めの準備金的なふうを感じるんですが、この流れというか、実際はオンラインでステイですか
ら、自宅からというイメージを多分、一般質問でもちょっと絡むと思うんですけれども、その
確認だけです。100万円でどういう段階までいくということですか、事業の詳細について説明
をお願いいたします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

この事業につきましては、対象者を子育て世代というふうにある程度限って、絞って行って
いこうというふうに考えております。

もう既に、こういった事業を事業として行っている事業者が首都圏方面に幾つかございます。
実際には私どもとしましては、その事業者に委託する形でこの事業を行っていこうというふう
に考えております。

その中身としましては、当初の初期費用が22万円ほどかかるというところ、そしておおむ
ね500人までの相談については、月額8万円程度かかるというふうに言われてありますので、
そういったところで、今年に関しては7月以降になりますから、9か月間で、消費税込みで
79万2,000円、そして事務費が数万円、合計で105万円ということになります。

実際に、お医者さんが直接対応していただけるということになります。そうしますと、お医
者さんを抱えているといいますか、登録をさせていただいている業者さんを使わないと、なかな
かこの事業がうまくいかないということになりますので、今回に関しましては、そういった事
業者に委託という形で考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 分かりました。

ステイホームのネットワーク持っている既に業者にあるので、そちらに中身的には依頼した形、1つだけまた確認しますが、このそうすると500人対象ですが、この人たちはオンライン的に、子育て世帯の環境は持っていて、窓口はオーケーだと思うんですが、その辺はこれから案内したりして、ぜひ全国のお医者さんが対応できますよという案内をすると思うんですが、それはテレビ会議というか、顔見てもという、そこまでいっているのでしょうか、末端の部分だけお願いします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

こちらの接続機器につきましては、スマートフォンも可能ということになっておりますので、恐らく子育て世代の方々は皆さんスマートフォンお持ちだと思います。そういったところでスマートフォン中心に、パソコンがあれば、なおウェブカメラをつけていただいで対応できるというふうな中身でやっております。

○10番 湯田 哲議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○室井嘉吉議長 ないようですので、これで(1)新型コロナウイルス感染症に対する町の取組状況についてを終わります。

それでは、ここで暫時休憩をします。

昼食休憩とします。

再開は午後1時といたしますので、よろしくをお願いします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(2) 少雪経済対策に伴うスキー場指定管理料の精算についてを議題といたします。

説明をお願いします。

商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 商工観光課長の星博文です。

私からは、(2)少雪経済対策に伴うスキー場指定管理料の精算について説明させていただきます。

それでは、資料ナンバー2をご覧ください。

こちらの資料につきましては、1ページと2ページはスキー場別に指定管理料の精算結果をまとめたものとなっております。

なお、青い矢印の上の表につきましては、2月28日に開催されました全員協議会におきまして説明させていただきました指定管理料の積算資料と同じもので、右下の朱書きでマイナスの表記になっておりますが、こちらの数字に基づきまして、変更年度協定書に記載した指定管理料というような形になっております。

また、黄色に塗られた行につきましては、令和元年度の収支見込額となっております、12月と1月につきましては、2月の中旬時点での実績額、2月と3月につきましては、見込額となっております。

これに対しまして、青い矢印の下の表につきましては、水色に塗られました行は令和元年度の収支実績額となっております、右側の下から2行目に朱書きで書かれました三角の数字、こちらが確定しました指定管理料ということになります。

次に、3ページをご覧ください。

3ページにつきましては、スキー場別に上の表につきましては、昨シーズンと今シーズンの入込数を比較したものとなっております。

また、下の表は営業開始日と営業終了日ということで、予定と実績をまとめたものとなっております。

初めに、それでは、1ページ上段の(1)だいくらスキー場から順に説明をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、だいくらスキー場につきましては、青い矢印の上の表のとおり、平成28年度から平成30年度までの収支平均額が12月から3月までの合計で1,571万3,000円の黒字であったものが、黄色に塗られた令和元年度の12月から3月までの収支見込額が合計で1,618万9,000円の赤字ということで、少雪の影響により従来と比べまして3,190万2,000円の経済的損失を被る見込みとなりました。

このようなことから、令和2年3月17日付でこの3,190万2,000円を指定管理料とする変更年度協定書をみなみやま観光株式会社と締結しまして、令和2年3月27日に指定管理料の全額を概算払いとして支払いました。

なお、5月12日に関係諸帳簿等に基づきまして収支計算書の確認を行ったところ、水色に塗られた収支実績額の記載のとおり、合計で約1,475万2,000円の赤字と、当初の見込額と比べて赤字が約143万7,000円の減少となったことから、変更年度協定書の第2条第2項に「指定管理料が定める額に満たなかった場合は、精算して町へ返還するものとする」という規定がございますので、こちらに基づきまして、5月21日の日に赤字減少分の143万7,169円を町に返納していただいたところであります。

月別の収支実績額が収支見込額と比べて増減した主な要因といたしましては、2月は若干の積雪がありまして、ゲレンデコンディションが改善されまして、会社の想定を上回る集客があったことから、黒字が見込額よりも363万7,000円ほど増加しておりますが、逆に3月は融雪が早く、営業終了日が2週間早まったことにより売上げが減少しましたほか、休業手当の支給が発生したことなどによりまして、赤字が見込みよりも200万7,000円ほど増加する結果となりました。

続きまして、下段の(2)たかつえスキー場について説明させていただきます。

たかつえスキー場につきましては、青い矢印の上の表のとおり、こちらも同じように平成28年度から平成30年度までの融資平均額が12月から3月までの合計で1億180万円の黒字であったものが、黄色に塗られた令和元年度の12月から3月までの収支見込額が合計で1,624万9,000円の黒字と、従来と比べて8,555万1,000円の経済的損失を被る見込みとなりました。

このようなことから令和2年3月17日付で、この8,555万1,000円を指定管理料とする変更年度協定書を会津高原リゾート株式会社と締結いたしまして、令和2年3月27日に指定管理料の全額を概算払いとして支払ったところであります。

なお、5月13日に、関係諸帳簿等に基づきまして収支計算書の確認を行ったところ、水色に塗られました収支実績額に記載しておりますとおり、合計で約3,308万2,000円の黒字ということで、当初の見込み額と比べまして、黒字が約1,683万3,000円増加したことから、5月27日に黒字増加分の1,683万2,719円、こちらを町へ返還していただいたところであります。

月別の収支実績額が収支見込額と比べまして増減した主な要因といたしましては、1月につきましては、一部の団体のリフト券やレンタルスキー、こういったものの売上げの計上漏れがあったことに加えまして、人員配置の見直し等を行ったことにより、黒字が見込額よりも516万2,000円ほど増加いたしました。

また、2月につきましても、一般の来場者だけではなく、特に学校ですとか合宿による入込みが増加いたしまして、リフト券とかレンタル料、昼食等の売上げが見込額を大きく上回った

ことによりまして、黒字が見込みよりも1,258万2,000円ほど増加いたしました。

しかしながら、3月は想定したよりも融雪が早く、営業終了日2日早めたことと、あとは団体と、一般の来場者の方が想定よりも減少してしまったため、赤字が見込額よりも133万2,000円ほど増加する結果となっております。

次に、裏面の2ページの上段の方をご覧ください。

(3) 高畑スキー場について説明のほうさせていただきます。

高畑スキー場につきましては、青い矢印の上の表のとおりですね、こちらも平成28年から平成30年度までの収支平均額が、12月から3月までの合計で、1,007万3,000円の黒字であったものが、黄色に塗られた令和元年度の12月から3月までの収支見込額が合計で46万5,000円の赤字と、従来と比べて1,053万8,000円の経済的損失を被る見込みとなりました。

このようなことから、令和2年3月17日付でこの1,053万8,000円、これを指定管理料とする変更年度協定書ですね、株式会社マックアースリゾート福島のほうと締結いたしまして、令和2年3月27日に指定管理料の全額を概算払いとして支払ったところであります。

なお、5月14日に関係諸帳簿等に基づきまして、収支計算書の確認を行ったところ、水色に塗られた収支実績額に記載のとおり、合計で約36万8,000円の黒字となりまして、当初の見込額と比べて黒字が約83万3,000円の増加となったことから、5月27日に黒字増加分の83万2,594円を町へ返還していただいたところであります。

月別の収支実績額が収支見込額と比べて増加した主な要因といたしましては、1月は想定よりも人件費、光熱水費がかからなかったほか、ほかの部署への経費が含まれていましたことから、それらの振替処理を行ったため、21万円の赤字から272万円の黒字に転換しましたことにより、黒字が293万円ほど増加いたしました。逆に3月は雪出し作業に伴う経費が増加したほか、雪出し作業による臨時休業、平日になりますが、臨時休業が多かったことから、営業終了日が1週間早まったこともありまして、売上げが減少しました。

また、休業手当の支給が発生しましたことにより、赤字が見込額よりも259万5,000円ほど増加する結果となっております。

最後になりますが、下段の(4)南郷スキー場について説明させていただきます。

南郷スキー場につきましては、こちらも青い矢印の上の表のとおり、平成28年度から平成30年度までの収支平均額が12月から3月までの合計で456万7,000円の黒字であったものが、黄色に塗られた令和元年度の12月から3月までの収支見込額が合計で1,037万9,000円の赤字ということで、従来と比べまして1,494万6,000円の経済的損失を被る見込みとなりました。

このようなことから、令和2年3月17日付でこの1,494万6,000円を指定管理料とする変更年度協定書をみなみやま観光株式会社と締結いたしまして、令和2年3月27日に指定管理料の全額を概算払いとして支払ったところであります。

なお、5月12日に関係諸帳簿等に基づきまして収支計算書の確認を行ったところ、水色に塗られた収支実績額に記載のとおり、合計で約1,303万2,000円の赤字と当初の見込額と比べて赤字が約265万3,000円増加となったため、本来であれば朱書きで書かれました1,759万9,000円、これに指定管理料を変更いたしまして、増額となった265万3,000円を追加で払うところですが、変更年度契約書の第2条第2項におきまして、指定管理料が定める額を超えた場合、指定管理料の増額はしないものとするというふうに規定しておりますので、指定管理料の増額は行わず、返還額をゼロ円ということで精算をしたところであります。

月別の収支実績額が収支見込額と比べまして増減した主な要因といたしましては、3月については、当初の営業終了日が3月29日になっていたんですが、3月1日に28日も早まったことによりまして売上げがほとんどなかったと、そういった関係で休業手当、これの支給が発生したことによりまして、赤字が見込額よりも338万3,000円ほど増加する結果となっております。

なお、4スキー場に対して概算払いにより支払いました指定管理料の合計が1億4,293万7,000円だったんですが、このうち精算により1,910万2,482円を町へ返還していただきましたので、最終的な4スキー場へ支払った指定管理料の合計は、1億2,383万4,518円という結果となっております。

私からは以上の説明になります。

○室井嘉吉議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けます。

質問、ご意見ございますか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 1つ教えていただきたいんですけども、南郷スキー場、これ当時のみなみやま観光が一応委託する際に、マックアースが前年度やった分1,400万円の赤字、その分を補填するということで、指定管理料として1,400万円支払われていますよね、委託するのに。その金額はこの中に反映されているんでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

まず、南郷スキー場に対する雇用対策の補助金ということで、1,490万円をみなみやま観光に補助金として支出をしております。こちらの指定管理料とはこれは別なもの、雇用対策の補助金ということで別途支払っておりますので、指定管理料としては、その雇用対策補助金のほかに指定管理料をお支払いしているということでご理解願います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私が言いたいのは、この収支の金額の中にそれが反映されているかどうかなんですよ、この収支として。そこお答えください。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 雇用対策補助金につきまして1,490万円は収入に計上されておりました、それに対する人件費等は支出に計上されておりますので、こちらの収支に反映してございます。

○2番 馬場 浩議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 なければ、いいですか。

ないようですので、これで（2）少雪経済対策に伴うスキー場指定管理料の精算についてを終わります。

次に、（3）公共施設の指定管理者の公募についてを議題といたします。

説明をお願いします。

南郷総合支所企画観光係長。

○大桃 悟南郷総合支所企画観光係長 南郷総合支所、振興課の大桃から、新さゆり荘指定管理者の公募についてを説明させていただきます。

事前に配付されております資料3-1をご覧ください。

1枚目の資料には、開業準備計画、指定管理者の選定方法等、2枚目の資料には、新さゆり荘公募スケジュールをまとめてあります。

新さゆり荘につきましては、ご承知のとおり、令和元年度と令和2年度の2か年において建設工事が進められておりました、令和3年度中の開業を予定しております。

施設完成後は、他の観光施設同様に指定管理者による施設運営を行わせるため、本日お示しする方針に従いまして、指定管理者を決定したいと考えております。

新さゆり荘は、新規に開業する温泉宿でございます。魅力ある施設として多くの方を招き入

れる施設づくりや準備に時間を要するため、指定管理者を早期に決定し、開業に備える必要があると考え、他の観光施設とは別に公募するものであります。

主なる準備内容としましては、新施設の備品、調度品、消耗品等について、町と指定管理者で協議し選定する作業や、各種営業許可、申請取得の手続、またはスタッフの募集や研修、また施設の開業前に市場の浸透を図ることを目的としましたホームページ作成や、ネット系の旅行販売会社との連携を充実させまして、宿泊予約の受付を早い段階から準備する必要があると考えてございます。

まず、開業準備計画でございますが、建設工事の進捗状況につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染拡大など工事現場に及ぼす影響については不確定な要素はありますが、令和3年3月中の完成を目指しまして、4月には指定管理者へ施設の引渡しを予定しております。

開業日は、令和3年7月と設定いたしました。経営上繁忙期と想定される夏休み前までに、正式な開業を迎えることが必要であると考えたからでございます。

指定管理者の決定については、令和2年9月と計画いたしました。申し上げましたように、早期に町と指定管理者が共同で施設づくりを行いまして、スムーズな開業と運営に備えるものであります。

次に、指定管理者の選定方法でございます。

指定管理者の選定は、公募といたします。公募については、地方自治法第244条の2、第3項と第8項、南会津町さゆり荘条例第3条に根拠を置き行うものでございます。

現行の南会津町さゆり荘条例につきましては、施設名称、所在地、別表に定める利用料金などについて今後一部改正の提案をする予定でございます。

今回の公募を行う対象施設の名称は、（仮称）南会津町さゆり荘といたします。

新施設の建物面積や客室数など施設の概要につきましては、募集要項等に記載いたします。

利用料金につきましては、目安となる客室単価等を募集要項等に記載いたします。

指定管理期間は、他の観光施設と同様の5年間といたします。

令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

指定管理料については、収入が見込めない令和3年4月から開業までの間は、指定管理料を支払うものといたします。

2枚目の資料をご覧ください。

2枚目の資料、新さゆり荘公募スケジュールについてご説明いたします。

6月定例議会終了後、6月下旬には公募の周知を行う予定であります。

7月上旬には公募説明会を開催し、申請の受付は7月末までを予定いたします。

8月には、審査会を得て候補者を決定する予定でございます。

9月定例議会において、（仮称）南会津町さゆり荘の指定管理者の指定についてを提案する予定でございます。その後、指定管理者が決定次第、さきに申し上げた準備項目等について共同で開業準備に取りかかり、令和3年7月開業を目指すものであります。

令和3年3月には、現在のさゆり荘の営業は終了となる予定でございます。

4月には、指定管理者へ新施設を受け渡し、運営が開始されることとなります。旧さゆり荘にある使用可能な機材、備品を選別し、そこから速やかに移動する作業等も出てくるものと予定しております。

5月から6月にかけて、完成式典、町民対象の内覧会等を計画してございます。

最後になりますが、令和2年度のさゆり荘建設事業につきましては、早期着工を目指し、5月8日に入札を実施いたしました。建築主体工事におきまして、町内10社を指名し、入札を実施しましたが、全ての業者が辞退という結果になり、不調となりました。

このため、一部設計の見直しを行い、再度町内10社を指名し、6月16日に再入札を行います。

以上、新さゆり荘指定管理者の公募については、南郷総合支所、大桃が説明いたしました。

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

ございませんか。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今回の今のさゆり荘の公募についての関係は、日程の流れはこうなのかなというふうに理解をします。

ただ、1つ危惧する内容があるんですね。令和元年度の繰越明許費でさゆり荘建設に係る現在のパブリック棟の建設の繰越しが3億5,100万円と、そして令和2年度の建築工事費はまだ請負業者が決定していない。先ほど説明あったような中身ですが、あくまでも完成は令和3年3月末日というふうになっているわけですが、1点、これ大丈夫でないというのは、これは申し訳ない。もといで、完成が3月末日なんですけど、本当に今の流れで、そしてこれだけ繰越しがあって、なおかつ今回ほぼその倍くらいの上乗せでしょうから、大丈夫なのかとか、そのところ実際どういような工程管理をやって大丈夫とする考えなのか、そういうのももし持ち合わせていけば、まず1点お伺いします。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

まず、令和元年度工事の繰越しの件でありますパブリック棟の建設工事ですが、6月26日までの繰越しということで、台風19号の影響で資材が入らないというような状況、それから働く人ですね、そちらが台風対応のほうに取られてしまったというようなことで繰越しをしたわけですが、今現在において、ほぼ完成に近い95%程度の進捗がありまして、6月26日には予定どおり完成する予定でございます。

それともう1点、ご心配をされた3月末、令和3年の3月に完成できるのかということでございます。南郷支所といたしましても、今回十分な工期が取れるようにということで準備を進めまして、4月6日には県の設計審査を受けて、4月10日に入札通知の送付をして、5月8日に入札をしたわけですが、先ほど大桃から話のあったとおり、全社辞退ということで不調に終わっております。

そこで、再度6月16日に再入札を今かけているところでございますけれども、6月から3月までの工期ということで、標準的な工期は取れるものの、非常に厳しい内容になるかなとは思っておりますが、今回コンクリート工事が主体ではなくて、宿泊棟につきましては、木工事が主な工種でございますので、何とか3月末に完成したいと、そのように努力したいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 10社が辞退ということでしたよね。今回また指名は10社なんですか。なおかつ辞退した聞き取り等は、これは例えば入札不調の場合、そういうようなことも検討の中でされてきたと思うんですけども、それらはどうなのでしょう。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。入札関係担当しています総務課ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

今回、辞退の理由なんですけど、会社の方でほかの事業があってできないというものもありましたし、入札通知から入札日まで指定された期間は取りましたが、なかなかその中でちょっと見積りできないというお話をいただいたもんですから、今回の入札に当たりましては、通常の決められた期間よりも多く日数を取りまして、見積りをできる十分の期間を取るということでの今回入札を行いたいということでございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひこのところは十分に実態、業者さんにも聞き取りをやりながら、その中身をちゃんと本当にどうなのかという内容をちゃんとやっていかないと、なおかつ町長の考えの中で地元業者を育成するんだというふうな形、私はそれについて基本的に賛成、やはりそういうような形でやっている中身で、今回のような入札不調が出ないような、そういった十分な業者の聞き取り等もちゃんとやりながら対応すべきだろうというふうに考えます。その点はお願い、今後もほかの案件等も出る可能性もあるでしょうから、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、次に、開業準備期間は指定管理料を支払うということですが、単純に工事が順延になった場合はその分は差引くと、また、最後のほうというか、最後の基本的に開業日の設定というのは、ここは先ほどの一番繁忙期に合わせていくんだというふうな形からすると、そのところはちゃんと大事に考えながら、対応をしていきたいということだと思うんですが、それで間違いないでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

令和3年度の4月から指定管理者に経営を行わせるということなんですが、オープンが7月を予定しております。4月、5月、6月ぐらい、やはり先ほど説明したとおり、いろいろな準備期間、新施設の受渡しであったりということがございまして、あともちろん職員の研修等新たな建物の中で実際に研修をするという期間も必要になるかと思っておりますので、7月ぐらいのオープンかなということで考えております。

4月、5月、6月につきましては、指定管理料をお支払いしたいということですが、具体的な中身は決まっておられません。指定管理者が決定してから、どういった形で指定管理料が支払われるのかということを検討してまいりたいと考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 これそうすると、指定管理料もまだ決まってないという理解、認識でよろしいですか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 公募の要項等には、このことを入れたいということですが。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そうすると、ほぼ指定管理料は決まっているという理解ですか、幾らですか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 指定管理料の額等については、決定をしておりません。人件費、それから通常かかる光熱水費等を予定しておりますが、額については今のところ決定しているものではなくて、方針として4月から6月までの営業できない期間については、指定管理料を払っていくということで、要項等でうたっていきたいということがございますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 はい、了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○室井嘉吉議長 ないようですので、次の説明をお願いします。

総務課長。

○渡部浩治総務課長 総務課長の渡部です。

私のほうから、資料によりまして令和2年度に指定期間が満了し、令和3年度指定期間更新となります指定管理の施設に対する町の考え方についてご説明をさせていただきたいと思えます。

資料につきましては、資料3-2を用いましてご説明申し上げます。

説明の前に、1点大変申し訳ございません。1か所間違いがありましたので修正をお願いしたいと思います。

修正箇所は、館岩地域の一番下、会津高原たかつえカントリークラブになります。右から2列目の市指定管理者選定の考え方のところ、公募と書いてあります。その下に、指定管理料なしとありますが、これは指定管理料ありの間違いです。大変申し訳ございません。訂正をさせていただき、おわび申し上げたいと思えます。

それでは、まず、3-2で示す一覧表が、令和3年度に更新となる町の指定管理の施設の一覧表でございます。この中で黄色に染められたもの、水色に染められたものありますが、黄色に染められたものにつきましては、指定管理者を公募とする施設でございます。水色につきましては、非公募、公募しないと。非公募とする施設であります。

なお、縦列の現在の指定管理者の中に、方法のところありますが、公募延長と書いてある表記のところありますが、この施設については、前々回公募しまして、その次の前回の更新のときに観光施設の一括期間に揃えたいということで、2年なりの延長しまして、実は合わせた観

光施設の更新に合わせた施設でございます。そのため、令和3年度の指定管理更新に当たっては、観光施設が大変多くなっているという現状でございます。

また、右から2列目の新指定管理者の選定の考え方ではありますが、指定管理料がある施設につきましては、緑の文字で指定管理料ありと書いております。指定管理料のない施設については、赤文字で表記しております。

施設の上から2行目と3行目、林産物展示販売施設（道の駅たじま）と会津高原駅憩の家、その3行下になりますが、会津田島☆園会館とその下の会津田島☆園公園、さらには下から7行目の小豆温泉花木の宿とその下の窓明の湯については、一体公募という形で考えている施設でございます。

これまでの公募の流れでいきますと、9月に指定管理者の周知、説明会を開催いたしまして、10月に指定管理者の公募を開始してまいりました。それで11月に審査会を開催し、12月議会で指定管理者の候補者ということで提案を行ってきたところでございます。

現在の受託者に話を聞くところによりますと、新型コロナの影響を受けて、大変それぞれの指定管理者厳しい状況にあるということでございます。

このような新型コロナウイルス感染症の影響から将来の見込みが不透明、なかなか会社として将来の見込みが立てられないというような状況があります。

また、現在、新型コロナウイルス対応に当たっている状況で、果たして公募を行った場合でも、それぞれの受託者が現時点で指定管理者として手を挙げられるかという大きな不安材料もあるのが現状でございます。

本日は、来年度の指定管理者の更新施設がこれだけありますというふうにお示しさせていただきましたが、現時点での考え方としては、このような非公募、公募という形で考えていますということで、お示しさせていただきました。

今後、それぞれの事業者と意見交換を行いまして、現状の把握に努めまして、指定管理者の方針をこれから決めていきたいということでございます。

説明は以上となります。

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまの説明内容について質問、ご意見ありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今、総務課長からコロナウイルスの騒動の関係で、なかなか受託者のものが難しい、公募が難しいというお話がありました。平成25年に町の広報で、各施設の指定管理についてこういうことがありました。公募して手が、公募者がいない場合は、その施設は

廃止するという項目が広報で載っていましたが、今回、そういう場合、それに沿って行うのでしょうか、どうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

原則公募、いないときには廃止という考えも前回お示ししたところではありますが、現状のコロナウイルスの影響で手を挙げられない、挙げられる、いろいろ会社の都合もあるかと思いますので、その辺を今後、会社のほうと協議をして進めていきたいということで、公募なかったから駄目、上がったからいいというふうに、この場でちょっと結論出せないなというふうに考えております。

○2番 馬場 浩議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、これで（３）公共施設の指定管理者の公募についてを終わります。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 町長からの協議議題は終了をしました。

上衣の着衣を願います。

これをもちまして、令和２年第５回南会津町議会全員協議会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 １時４４分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉